

リフト付福祉バスの利用方法について

★ 利用団体としての登録が必要です

- ・バスを利用できるのは、**身体障害者等の団体**です。個人では利用できません。
- ・研修会や勉強会等、団体の各種行事にバスを利用することができます。

利用を希望する団体は「**使用団体登録申込書**」を身障センターに提出してください。
(登録後、代表者名や連絡先などが変更になりましたらお知らせ下さい)

★ 「使用申込書」を出していただくことにより、バスを利用できます

バスの利用が決まりましたなら、**身障センターに電話**で利用日時の**予約**をしてください。

予約後、利用の**5日前**までに「**使用申込書**」を**身障センター**まで提出して下さい。

★ 利用に当たってのお願い

以下の事柄は厳禁となっていますので御協力ください。

- 1 車内での飲酒及び喫煙
- 2 車内への危険物の持ち込み

バスは原則として午前9時から午後4時までの運行時間となり、運行範囲は岩手県内となっています。

また、車椅子利用など介護の必要な方には、介護者の同乗をお願いします。

* 尚、「使用申込書」と相違がある場合や上記の事柄を守っていただけない場合は、バスのご利用をお断りする場合があります。

★ 申し込み等の連絡先

盛岡市立身体障害者福祉センター

盛岡市若園町2-18
(若園町分庁舎内 1・2階)

リフト付き福祉バス (ふれいあ3号)



定員：18名(運転手含む) ・内車椅子4台

